３　避難に際しての留意事項

【避難場所等に関すること】

・地震による建物や構造物の倒壊、地盤の液状化等により、避難経路の機能が損なわれる場合がある。また、一定の発生確率が認められる危険物タンク等の火災、爆発及び毒性ガス拡散により避難経路が寸断されるおそれもあるため、あらかじめ複数の避難場所及び避難経路を設定しておく。※参考資料２、参考資料３

・地震発生後、速やかに避難経路となる主要道路の状況を把握し、避難途中で孤立せず、確実に避難できるよう、地区ごとに集約して情報を共有できる情報入手・伝達体制を整備しておく。※参考資料４

・一時避難場所は、想定される地震に応じた耐震構造の建屋であることを確認しておく。

・避難が長期に及ぶおそれがあるため、その間に必要となる食料その他必需品を一時避難場所に備蓄しておく。

・従業員以外についても確実に避難できるように事業所内での体制を確立しておく。

・自社内に一時避難場所を確保できない場合には、近隣の事業所との間で避難に関する協定を締結するなどにより、予め一時避難場所を確保しておく。※参考資料５、参考資料６

・外出時には無理に帰社せず近くの一時避難場所を利用する。

【緊急停止措置に関すること】

・製造設備等の緊急停止の活動時間は、津波到達時間に応じて避難時間や安全時間を確保するなど、人の安全を第一に置いて決めておく。

＜考え方：緊急停止措置の活動可能時間が経過すれば措置途中でも避難開始＞

避難完了

避難開始

地震

津波到達予想時間③

活動可能時間

＝③－（①＋②）

安全時間

②

避難時間

①

・緊急避難が必要な場合に持ち場を放棄しても責任は問わないことを社内規定等に明文化しておく。

・被害予防対策の立案にあたっては、事業所で働いている従業員が少ない休日、夜間の想定も含め、その立案した緊急措置の訓練を定期的に実施しておく。

【未浸水箇所の活用に関すること】

・津波発生後の消防機能確保に向け、自衛消防車を浸水から回避するため、未浸水箇所を活用することも検討する。